

公益財団法人東京都スポーツ協会表彰規程

（目 的）

第1条 この規程は公益財団法人東京都スポーツ協会（以下「協会」という。）の表彰について必要な事項を定め、体育・スポーツの普及と発展に貢献した個人、団体の事績をたたえることにより、体育・スポーツの振興を図り、競技力の向上と生涯スポーツの発展に資することを目的とする。

（表彰区分）

第2条 協会の実施する表彰は、次に掲げる区分により顕著な功績又は模範として推奨するに価する業績のあった個人、団体を対象とする。

（1）生涯スポーツ功労者

協会の加盟団体の会員であってその団体の健全な普及発展に貢献し、また地域社会や職場におけるスポーツの振興に尽力し功績顕著な者

（2）生涯スポーツ優良団体

協会の加盟団体に加盟する団体であって、組織的にスポーツ活動を実施しており、また地域のスポーツの振興と健全な発展に寄与し、もって地域社会や職場における生涯スポーツの振興に貢献した団体

（3）特別功労者

国民スポーツ大会等において世界新記録又は日本新記録で優勝した者

（4）国スポ優勝功労者

国民スポーツ大会正式競技で優勝した種目の選手及び監督

（5）国スポ優勝団体

国民スポーツ大会正式競技で男女総合一位の競技団体

（6）国スポ優秀選手

国民スポーツ大会に参加した選手で入賞した者（優勝した種目の選手を除く。）

（7）中学校・高等学校全国大会優勝者・優勝チーム

中学校体育連盟、高等学校体育連盟が主催する全国大会等で優勝した者及び優勝したチーム

（8）体育優良生徒

中学校体育連盟、高等学校体育連盟に所属する学校の生徒で、体育、学業ともに優秀で他の生徒の模範となる者

（9）永年勤続功労者

協会の役員として永年（3期以上）にわたり協会の事業執行に貢献し、もってスポーツの振興に尽力した功績顕著な者

(欠格事項)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、表彰を受けることができない。

- (1) 刑事事件に関し、現に起訴されている者又は刑に処せられた者（刑の消滅した者を除く。）であるとき。
- (2) その他表彰することが適当でないと認められるとき。

(委 任)

第4条 生涯スポーツ功労者、生涯スポーツ優良団体、体育優良生徒の表彰については、推薦基準等必要な事項を別途要項において定めることとする。

(表彰の方法)

第5条 表彰は表彰状を授与して行い、副賞を添えるものとする。

(表彰の時期)

第6条 表彰は毎年次の各号のとおり実施する。ただし、必要ある場合は随時又は別に定める日に行うことができる。

- (1) 生涯スポーツ功労者、生涯スポーツ優良団体、永年勤続功労者の表彰は都民体育大会春季大会総合開会式の際に行う。
- (2) 特別功労者、国スポ優勝功労者、国スポ優勝団体、国スポ優秀選手の表彰は国民スポーツ大会東京都選手団解団式の際に行う。
- (3) 中学校・高等学校全国大会優勝者、優勝チームの表彰は、中学校体育連盟、高等学校体育連盟においてそれぞれ実施する。
- (4) 体育優良生徒の表彰は当該学校の卒業式の際に行う。

(表彰候補者の推薦等)

第7条 表彰候補者の推薦は、次の各号に掲げる者において、表彰に価すると認める個人・団体があるときは、その事績を精査して協会理事長（以下「理事長」という。）に対して行うものとする。

- (1) 生涯スポーツ功労者、生涯スポーツ優良団体については、本協会加盟団体長
- (2) 中学校・高等学校全国大会優勝者、優勝チームについては、中学校体育連盟及び高等学校体育連盟会長
- (3) 体育優良生徒については学校長

2 本規程第2条（3）から（6）までの表彰区分については、事業部長が、国民スポーツ大会の成績を精査して、理事長に内申する。

3 永年勤続功労者の表彰候補があるときは、事務局長が、その事績を精査して、理事長に内申する。

(提出書類)

第8条 前条に定める推薦又は内申をする場合は、表彰候補者に係る次の各号に掲げる書類(理事長が指定するもの)を添付しなければならない。

- (1) 功績調書
- (2) 履歴書
- (3) 団体の規模及び事業概況調
- (4) 推薦書
- (5) 前各号に掲げるもののほか理事長が必要と認める書類

(表彰者の決定)

第9条 理事長は第7条に定める推薦又は内申があったときは、表彰審査委員会を開催して審査を行い、協会理事会(以下「理事会」という。)の議を経て被表彰者を決定するものとする。

2 表彰審査委員会に関する事項は別途「表彰審査委員会規程」において定める。

(規程変更)

第10条 この規程は、理事会の議決によって変更することができる。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、表彰の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は昭和57年7月23日から施行する。
- 2 東京都体育協会表彰規程(昭和48年12月5日)の全部を改正する。
- 3 この規程による改正前の東京都体育協会表彰規程により行った表彰は、この改正後の規定により行った表彰とみなす。

附 則

この規程は、平成23年10月27日理事会議決により一部改正。同日から施行。

附 則

この規程は、公益財団法人東京都体育協会の設立登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月10日理事会議決により一部改正。同日から施行。

附 則

この規程は、令和6年3月4日理事会議決により一部改正し、令和6年4月1日から施行する。